

事務連絡
令和4年4月13日

会員各位

(一社) 徳島県トラック協会
(公 印 省 略)

みなし残業等に係る残業代未払い訴訟について (注意)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近、退職運転者等による「未払い残業代の請求」(会社が法律上支払義務があるのに支払いをしていない残業代)について、「ある日突然弁護士から数百万円の未払い残業代の支払いを求める文書が届いた」などのトラブルを耳にすることがあります。

未払い残業代を放置すると、労働基準監督署からの調査を受けたり、退職者から残業代請求訴訟を起こされるなどのトラブルに発展するうえ、法律上、残業代の未払いについて、付加金や遅延損害金などのペナルティが設けられています。

就業規則、賃金規定、給料明細の項目などの整備ができていない場合に、その弱い部分に付け込まれる様であり、しっかりとした労務管理が求められるところです。

つきましては、就業規則等の見直しや、残業時間の計算方法等についての疑問やお悩みの点があれば、「徳島働き方改革推進支援センター」において社会保険労務士による無料相談が実施されておりますので、ご活用ください。

謹白

徳島働き方改革推進支援センター
電話 0120-967-951
※ ホームページは現在更新中

ご不明な点は、徳ト協適正化事業課まで
電話 088-632-8810